

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

資料毀損滅失届

酒田市長

宛

住 所

氏 名

電話番号

文化資料館の資料を 毀損 汚損 滅失しましたので、酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例施行規則第12条の規定により届け出ます。現品又は相当の対価の賠償を求められても異議を申し立てません。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 資 料 名                   |  |
| 毀 損 、 汚 損 及 び 滅 失 の 理 由 |  |
| 備 考                     |  |

処 理 欄

|             |              |
|-------------|--------------|
| 資 料 番 号     |              |
| 処 理 日       | 年 月 日 処理者( ) |
| 請 求 の 有 無   | 1 有 2 無      |
| 請 求 金 額     |              |
| 再 購 入 の 有 無 | 1 有 2 無      |